

産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会について

平成 24 年 11 月 28 日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ高圧ガス保安室

1. 高圧ガス小委員会について

1) 高圧ガス小委員会の設置

平成 24 年 9 月 19 日の組織改編に伴い、産業構造審議会に産業保安について審議を行う「保安分科会」が設置された。

また、産業構造審議会運営規程第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 11 月 6 日に開催された第 1 回保安分科会において、当該分科会の下部組織として高圧ガス小委員会が設置された。

2) 所掌事務

高圧ガスの保安を確保するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進している。最近、高圧ガス保安を巡る環境が変化しており、本小委員会においては、こうした環境の変化を踏まえた高圧ガス保安の在り方について検討する。

3) 委員長の指名

産業構造審議会運営規程第 13 条第 3 項の規定に基づき、保安分科会長により、高圧ガス小委員会委員長として、小林英男委員（国立大学法人横浜国立大学客員教授）が指名された。

2. 当面の検討課題について

近年、高圧ガスの保安を巡り様々な環境の変化が生じている。昨年の東日本大震災では、高圧ガス施設も影響を受け、一部の設備で火災及び爆発が発生した。また、高圧ガスの事故件数は増加傾向にあり、特に、最近では日本を代表する企業で重大な事故や保安義務違反が発生している。

さらに、2015 年に高圧の水素を利用する燃料電池自動車や水素スタンドの普及開始が計画されるなど、高圧ガスの保安分野においても新たな課題も生じている。

本小委員会では、このような高圧ガス保安を巡る環境変化に対応した高圧ガスの保安の在り方について検討を行う。

なお、詳細は別紙に記す。